

株式会社松島組を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第15号として、株式会社松島組を平成24年9月24日付けで認定しました。



平成24年10月9日の認定通知書交付式において、西井局長から認定通知書の交付を受ける株式会社松島組の松島代表取締役（右）

認定マーク「くるみん」

株式会社松島組の取組の概要

1 行動計画の期間

平成22年7月1日～平成24年8月31日（2年間）

2 行動計画の目標

- ① 平成23年7月までに育児休業を取得し、職場復帰しやすい環境を整備する
- ② 平成23年4月までに、子どもの看護のための休暇制度（法定を上回る年10日付与）を導入する
- ③ 平成24年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定する
- ④ 平成24年6月までに、地域の子どもの会社見学の受け入れ体制を創設する

3 取組結果

- ① 両立支援制度について社内広報を実施。育児休業取得者に対しては、両立支援制度について個別に情報提供を行うほか、綿密な連絡体制をとることでスムーズな職場復帰を図った。また、社内で育児休業取得者に対する理解・協力が得られるよう、全体会議において育児休業取得者の状況報告を行った
- ② 平成24年7月に、法定を上回る年10日の看護休暇制度を導入
- ③ 平成24年1月より、ノー残業デーを設置。ポスターにより労働者への周知・啓発を行った
- ④ 平成22年11月に職場体験学習を実施し、地域の中学生の会社見学を受け入れた